平成２５年（フ）第１０６号
東京都八王子市川口町1540番地603
債務者　吉田　安美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県天草市有明町上津浦1179番地
債務者　梶原　貴文
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時40分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第５号
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字茂師８番地
債務者　金澤　勝文
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午前９時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第１１００号
東京都小平市喜平町１丁目13番２―303号
債務者　宇治川　務
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２０号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目16番２―202号
債務者　三上　　進
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９号
東京都国立市東３丁目６番地の８国立ホームズ201
債務者　加藤　美穂
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１号
静岡県島田市中河318番地の４、旧住所静岡県島田市道悦１丁目５番７号
債務者　一言　寿子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
愛媛県大洲市北只1048番地
債務者　今岡　秀太
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２１０９号
東京都大田区大森東３―１―28　リプロン大森403、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂３―27
債務者　塩沢　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２８号
千葉県山武郡九十九里町粟生740―２
債務者　塩澤　勝代
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１５５号
東京都江東区塩浜２丁目11―13
債務者　金沢理沙こと　金　　理沙
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１６３号
東京都北区豊島１丁目37―２
債務者　西澤亜希子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１６４号
東京都多摩市諏訪５丁目２―１―207
債務者　米山　壽明
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７５号
東京都板橋区成増４丁目26―11―101
債務者　加藤　美樹
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７６号
東京都杉並区西荻北２丁目２―15
債務者　中野　正宏
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部